

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

介護職員の処遇改善については、これまで数次にわたる取組が行われてきました。令和元年10月の介護報酬改定においては、介護職員等の更なる処遇改善として「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人においても算定を行っております。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

1. 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
2. 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で取組を行っていること
3. 賃金以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

【加算の取得状況】

事業所	サービス名	介護職員 処遇改善加算	介護職員等 特定処遇改善加算
有限会社さくらケアサービス	地域密着型通所介護 通所型サービス	Ⅰ	Ⅱ
デイサービスさくら草	通所介護 通所型サービス	Ⅰ	Ⅰ
ヘルパーステーションさくら彩	訪問介護 訪問型サービス	Ⅰ	Ⅱ

【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容】

資質の向上
働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善
・ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術の習得支援、特殊浴槽や車椅子用体重計の導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
その他
・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・ 職員の増員による業務負担の軽減